

8月号



# おおもり 青色便り

No.00635

社団法人 大森青色申告会

平成30.8.1

## 新規入会者個別相談会 並びに 消費税個別相談会 開催のご案内

予約制：ホームページの予約システム又は、お電話(3771-8859)にて事前にご予約ください。

受付期間：平成30年8月1日(水)～10日(金)※土曜日曜は除く

予約時間：午前9時、10時、11時 午後1時、2時、3時

所要時間：約30分～1時間程度(ご相談の内容によって変動します)

| 対象となる方                          | ご持参していただくもの  |
|---------------------------------|--|
| 平成29年、平成30年に新しく入会された方           | ①平成29年分所得税の確定申告書、決算書控え<br>②すでに記帳されている方は帳簿<br>③請求書、領収書<br>④その他                                      |
| 平成29年分の課税売上金額が<br>1,000万円を超えた方  | ①平成27年、28年、29年の所得税の確定申告書と<br>決算書の控え(お控えが無い場合は結構です)<br>②事業主様のマイナンバーの番号<br>③印鑑<br>※ 税務署への届出が必要となります。 |
| 平成29年分の課税売上金額が<br>1,000万円を下回った方 | ③印鑑<br>※ 税務署への届出が必要となります。  |

### ～当会総会開催にあたりお願いとお知らせ～

平成30年8月27日(月)に第7回定時総会を開催するに伴い、7月上旬に会員の皆様へ往復はがきにて総会案内をお送りしております。既に、返信をいただいた会員の皆様ご協力ありがとうございました。まだ返信をいただけていない会員の方で、出席の場合は返信はがきに出席の旨と会員名をご記入いただき投函して下さい。欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所氏名をご記入いただき押印の上、早急にご返送ください。

定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、ご返信いただけていない方には、支部役員又は、職員がお電話もしくは直接お伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

### 一般社団法人 大森青色申告会

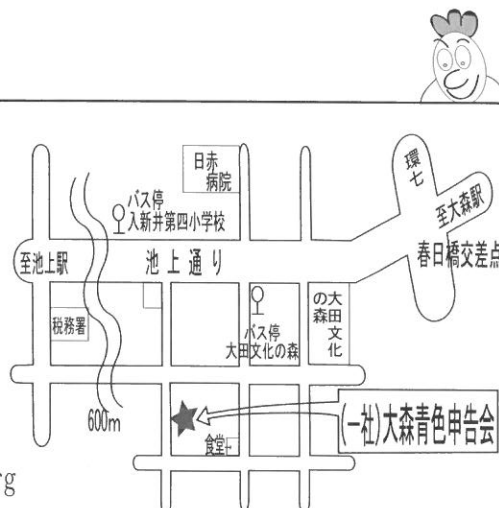
責任者 会長 九頭見 義雄  
大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : <http://www.oomori-airo.org>



予約制 事務局に申込み  
時 間 申込順で30分位

無料法律相談日

8月 9日(木)

8月 23日(木)

保険の相談

ご希望の方は事務局迄

都税事務所からのお知らせ



8月は個人事業税第1期分の納期です

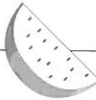
平成30年8月31日(金)までに、お手元の納税通知書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等でお納めください。また、省エネ設備の取得に係わる減免の申請も受付しています。詳細は、都税HPまたは下記問い合わせ先へ

問い合わせ先: 所管都税事務所の個人事業税班(品川都税事務所 03-3774-6666)

ネット予約のご案内

個別のご相談について、当会ホームページトップ画面の「相談のご予約」よりご予約が可能となっております。スマートフォンでもご使用いただけますので是非、ご利用ください。(但し、1月～3月はネット予約の受付は、しておりません。)

夏季休暇のお知らせ



大森青色申告会は、平成30年9月18日(火)～20日(木)の期間、夏季休暇とさせていただきます。

会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程、よろしく願いいたします。

暑中

お見舞い

申し上げます



- |       |        |        |       |
|-------|--------|--------|-------|
| 監事    | 理事     | 副会長    | 会長    |
| 川名 康裕 | 北川 正枝  | 渡辺 利明  | 毛利 高治 |
| 千葉 靖男 | 加藤 毅   | 大塚 栄一  | 中里 勝  |
| 瀬山 光一 | 曾根 幸   | 吉田 登志夫 | 田中 武  |
| 田中 良春 | 田中 信壽  | 塚本 晴生  | 徳永 洋昭 |
| 井上 紀夫 | 九頭見 義雄 |        |       |
- 二社大森青色申告会職員一同

マル経融資のご案内

安心して借りられる

国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金

担保・保証人不要

融資限度額 一千万円

返済期間 運転資金 七年以内

設備資金 十年以内

年利 一、一一%

(七月十一日現在)

支払った利息の三十%を三年間

大田区から補助されます。

【この融資限度額・返済期間の取扱は

平成三十一年三月三十一日の日本政

策金融公庫受付分までです】

融資対象

\*従業員二十人以下(宿泊業・

娯楽業を除く商業サービス業

五人以下)の法人、個人事業

主の方

\*商工会議所の経営指導を一定

期間受けて事業の改善に取り

組む方

\*所得税・法人税・事業税・住民

税等、対象となる税金を完納

している方

◎経営上の悩み相談

窓口専門相談をご利用下さい。

\*法律相談・税務相談労務相談

(予約制・無料)

\*本相談は、経営に関する相談

に限定しております。

\*会員・非会員の方問わずご利用

できます。

◎ご相談・お申し込みは

東京商工会議所大田支部

大田区南蒲田一ノ二十ノ二十

大田区産業プラザ五階

電話(三七三四)一六二二